

◆令和6年度から介護サービス事業所が行う財務状況の報告について

① 介護サービス情報公表（報告）システムへの財務諸表のアップロード

② 介護サービス事業者経営情報データベースシステムへの収益・費用等の入力

の2つが必要となります。

| | ①介護サービス情報公表システム | ②介護サービス事業者経営情報データベースシステム |
|-------------------------------|--|---|
| 令和5年度までの違い | 例年の調査票（運営情報）の中に、新たな報告項目として財務諸表が加わる。 | 令和6年度から開始。 ※ <u>介護サービス情報公表システムとは別</u> |
| 根拠条文 | 介護保険法第115条の35 | 介護保険法第115条の44の2 |
| 対象事業所 | 以下に該当しないすべての市町村に所在するすべての介護保険事業所。ただし、（※1）のサービスを除く。 ①前年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること | 以下に該当しないすべての市町村に所在するすべての介護保険事業所。ただし（※1）のサービスを除く。 ①報告対象の会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であること ②災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があること |
| 報告に使用するシステムへのログインに必要なIDやパスワード | 県による付番 | GビズIDプライムアカウント (デジタル庁所管) |
| 報告内容 | 財務諸表（原則として損益計算書、貸借対照表及び資金収支計算書。） ※県HPにも情報を掲載しています。 | 事業所の名称、所在地その他の基本情報、介護事業収益、介護事業費用（内訳については、給与費、業務委託費、減価償却、水道光熱費、その他）及び職種ごとの職員の人数 ※県HPに情報を掲載しています。 |
| 制度の趣旨 | 利用者のサービス選択に資するよう、事業者の情報を広く公表すること | 県が県内の介護サービス事業者の経営状況の調査・分析を行い、政策検討の基礎資料とすること |
| 公表対象 | 事業所の財務諸表 (都道府県に報告した内容がそのまま公表) | 属性等に応じてグルーピングした分析結果 (報告された個別の事業所の情報は非公表) |
| 提出期間 | 令和7年1月8日まで | 毎会計年度終了後、3か月以内 ※令和6年度のみ3月31日まで |
| 提出ファイル | PDFまたはCSVデータのアップロード | システムへの直接入力またはCSVデータの取込み |
| 留意事項 | 介護保険法施行規則上、令和6年度から報告が義務付けられている項目である。 | |

（※1）介護予防支援、居宅療養管理指導、診療所が行う短期入所療養介護、養護老人ホームが行う（地域密着型）特定施設入居者生活介護